

意見1 安心・安全な通学路、生活道路としての横須賀水道路再整備促進のための地元3自治会と市の調整会議体の設置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 長坂自治会</p> <p>■長坂自治会、関口自治会、中依知自治会（以下「3自治会」という）区域内の横須賀水道路（市道2-48）は依知小学校、依知中学校の通学路や地域住民憩いの散歩路となっており、横須賀水道路沿いには子どもからお年寄りまで多くの住民に利用されている長坂南公園やしもこが公園がある。</p> <p>しかし、横須賀水道路は国道129号線、県道座間荻野線への抜け道として、相当数の車が30km/hを超えるスピードで走行しているが、道路幅員が狭いことから生徒、児童、住民を危険から守る安全柵も3自治会の区域内には設置されていない。このことは通学する児童、生徒や散歩する地域住民には少なからず恐怖心を抱かせている。</p> <p>3自治会では、登下校の時間帯に児童、生徒の見守りを行っているが、子どもたちの安全が十分に図られているとは言い難い状況である。</p> <p>市でも応急的にカラー舗装やラバーポールの設置などの安全対策を進めていただき感謝しているが、その効果はまだ十分に表れていない。</p> <p>令和3年6月には、千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故が起きた。警察庁によると、去年までの5年間に交通事故で死亡または大けがをした小学生は4,687人で、58%の2,734人が歩行中に事故に遭い、下校や帰宅時間に集中していると報道があった。</p> <p>以上のことを踏まえ、関口自治会長、中依知自治会長と話し合った結果、早期に3自治会と市との調整会議体を組織していただき、地元と協議を重ね、ともに知恵を絞って安心・安全な通学路、生活道路として3自治会の区域内横須賀水道路の再整備を共に考え進めていくことを要望します。</p>	<p>■横須賀水道路の安全対策については、平成25年度に依知小学校からの整備要望に基づき、ラバーポールの増設、車両速度を減速させる「速度おとせ」の路面標示、注意喚起の「学童注意」の路面標示を実施しました。</p> <p>また、平成28年度には、同小学校から交通規制等の要望があり、厚木警察署と協議したところ、当時の回答は、該当道路については、幅員が狭く、速度を落とす構造になっており、規制をかける必要がないため、現状での速度制限はできないとのことでした。</p> <p>しかしながら、それ以降も痛ましい事故が続いており、また、令和3年7月に、国・県から通学路における合同点検の通知があったことを受けて、各小学校で、新たな視点から見た通学路の再点検を実施しているところです。</p> <p>具体的には、幹線道路の抜け道になっている道路など大型車の進入が多い箇所や、保護者、見守り活動者、地域にお住まいの市民等から市町村への改善要請があった箇所などについて、関係機関合同による通学路の点検等を通じ、一層確実に安全対策を講じていきます。</p> <p>なお、当該路線については、「あつぎの道づくり計画」において、安全性向上のため、歩道整備について整備手法を検討する路線として位置付けており、再整備に当たっては地元自治会と調整をしながら進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても、変更はありません。</p>	<p>【道路部】 道路維持課、道路整備課</p> <p>【学校教育部】 学務課</p>

意見2 市有地の樹木・植栽の伐採、剪定及び不法投棄物の撤去について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
環境関連	<p>(1) 中依知自治会</p> <p>■地区内を自治会評議員にてごみ集積所・道路・公園を中心に定期的にパトロールをしているが、目立って不法投棄が確認される。</p> <p>特に、道路脇の民家の少ない市有地の竹やぶの中に多数放置されている。急勾配の法面に竹が生い茂り、絶好な捨て場になっている状況です。</p> <p>自治会として注意喚起看板の設置等を行っているが、定期的な伐採、フェンス設置等により防止は可能と考えます。竹の枯葉も散乱し、道路に倒れる危険もあり、投棄物の撤去も含めて対応の検討をお願いします。</p>	<p>■道路脇の竹やぶに放置されている不法投棄物の撤去については、道路の管理上必要となる範囲について対応しています。</p> <p>また、道路脇の竹が生い茂った法面については、道路に沿った範囲を伐採し、見通しを良好にすることにより、不法投棄の抑制にもつながるものと考えており、竹の繁茂の状況を確認しながら定期的に伐採しています。</p> <p>また、市所有の竹林については、管理者が対応をしています。個人所有の土地の樹木伐採については、現場を確認した後、伐採の依頼文を土地所有者に送付しますので、御連絡をいただければ、速やかに所有者等を確認し、随時対応をしていきます。</p> <p>不法投棄の対策については、定期的なパトロールのほか不法投棄防止看板の設置をしています。集積所の状況により、監視カメラの設置を検討します。</p> <p>なお、市が所有の土地への不法投棄については、環境センターに御連絡していただくことにより、担当課が速やかに対応するよう調整します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても、変更はありません。</p>	<p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p> <p>【道路部】 道路管理課</p>

意見3 市斎場の小規模使用について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 中依知自治会</p> <p>■現在、市斎場にあるホールは小規模葬儀に使用するには各室ともにスペースが広く、家族相当の小規模な葬儀に不向きな状態で、少人数の葬儀にもかかわらず総費用は高額になる現状だと思う。 ホールの小型化を含め、最近よく聞く「小さなお葬式」のような全体の費用を抑えられるプランを市斎場として運用できないか。</p>	<p>■市斎場では、100人程度までの規模の葬儀に対応した式場(ホール)を2室常設し、様々な葬儀に対応できるよう配慮し、一般葬・家族葬・通夜を行わない一日葬など様々な葬儀に御利用いただいています。また、式場の利用料についても、近隣市等と比べても同程度程度の金額設定となっています。</p> <p>当斎場は、会場の提供のみではありますが、市内の葬祭業者と協定を締結し、定められた料金で安心して一般的な白木祭壇、生花祭壇での葬儀を行えるプランも選択肢の一つとして用意していますが、葬祭業者においても様々なニーズに対応した独自の葬儀プランがありますので、予算に応じた自由な葬儀を選択することが可能となっています。</p> <p>なお、ホールの小型化については、葬儀の形態も多様化しており、式場の利用ニーズを捉えながら今後研究していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても、変更はありません。</p>	【市民健康部】 市民課

意見4 スーパーマーケットの誘致とコミュニティバスの整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
商工業・観光	<p>(1) 下依知自治会</p> <p>■当自治会は、区画整理の後、居住人口の増加とともに高齢化が進み、車を利用できない高齢者世帯も増加している。数年前までは、中依知境にスーパーマーケットがあり、下依知地区の住民も利用していたが、そのスーパーも閉店してしまい、近くで利用できる店舗も限られてきてしまった。コンビニも国道129号線沿いにはあるが、離れた場所に住む高齢者にとっては利用しづらい。 農協では移動自動車販売を始めたが、回数や場所等が十分とは言えない状況である。 地域では、通院等についてはタクシーを利用し、食材の調達には宅配を活用する家庭が徐々に増えていると感じているので、タクシー券の対象年齢の引下げや新たに宅配費用への助成を検討してほしい。 また、地区内にスーパーマーケットの誘致とコミュニティバス網の整備をしてほしい。</p>	<p>■市では、令和3年3月に「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指しています。</p> <p>スーパーマーケットの誘致については、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所といった地域の暮らしを支える生活利便施設を誘導する「厚木市生活利便施設立地促進事業」を4月から実施しており、全国スーパーマーケット協会や神奈川県宅地建物取引業協会県央支部などの関係団体をはじめ、ドラッグストアを運営する事業者に対し、事業概要を記載したパンフレットを送付するなど、幅広く周知を行っています。</p> <p>本事業については、スーパーマーケット等の事業者の方はもとより、地域の皆様とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。</p> <p>また、コミュニティ交通の導入については、その地域の高齢化率や生活の態様などの居住状況、スーパーや医療機関などの施設の立地状況、地域移動ニーズなどを十分に把握した上で、定時定路線型やデマンド型、またはタクシー運賃助成など、その地域の特性に合った運行システムを検討していきます。</p> <p>依知南地区には、コミュニティ交通導入の検討が必要な公共交通不便地域が一部に存在しますので、地区の自治会連絡協議会会長や公民館地区館長等に、まずはコミュニティ交通についての御説明とヒアリング等を行いながら、地域の特性に合った移動手段について協議を進めていきます。</p> <p>なお、70歳以上の方を対象に高齢者バス割引乗車券購入費助成、85歳以上の方を対象に高齢者タクシー助成を行い、高齢者の外出機会の拡大支援や健康増進等を図っていますが、対象者の年齢要件等について研究しています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■「厚木市生活利便施設立地促進事業」については、引き続き、スーパーマーケット等の事業者の方はもとより、地域の皆様とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。</p> <p>また、コミュニティ交通については、依知南地区自治会連絡協議会会長をはじめ地区館長等に、事業の説明及びヒアリングを令和3年10月14日に実施しました。</p> <p>今後については、個々の地域におけるコミュニティ交通に対する取組状況に応じた検討を進めていきます。</p>	【福祉部】 地域包括ケア推進課 【まちづくり計画部】 都市計画課

意見5 中津川の国道246号線上流の河川敷の利用について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 金田上部自治会</p> <p>■国道246号線上流の中津川河川敷については、平成16年以降、金田まちなみ推進委員会が金田地区の自治会をはじめとして各種団体及び地区住民の御協力により、河川敷の草刈り等を行っている。 一方、金田地区の子どもたちのソフトボールについては、相模川河川敷の「金田第二青少年広場」を使用しているが、この広場については、自治会で地権者に借地料を支払い活動をしている状態である。 ついでに、長年にわたり当地の草刈り等を継続している実績等を考慮し、中津川橋付近の河川敷を幅広く利用できる広場として、河川の用途変更、青少年広場のような整備をするよう、引き続き県に働きかけてほしい。 併せて、すでに地域住民の他に多くの市民にも親しまれ利用している「金田第二青少年広場」については、自治会が借地料を支払い活動をしている状態を改善し、他の青少年広場と同様に利用できるように広場の整備を含めて検討してほしい。</p>	<p>■国と県が作成した「相模川水系河川環境管理基本計画」において、中津川橋上流部は自然保全ゾーンに指定されており、河川特有の動植物の保護など自然生態を守り、自然環境を中心とする研究の場として人工的な施設は必要最低限にとどめる空間に指定されています。</p> <p>これまでの県との協議の中で、ゾーンの区分変更や広場の整備等は非常に難しいエリアであるとの回答を得ておりますが、地域の皆様からの強い要望もあることから、自然保全ゾーンの特徴を活かしつつ、河川敷を多用途に利用することができないか、引き続き、県と調整をしていきます。</p> <p>また、金田第二青少年広場は、自治会の方々が生徒会場でスポーツ活動を実施できるよう設置したスポーツ広場で、地元の方々専用使用する施設です。該当の土地については、地元自治会を通じて無償で御提供いただいております。このような地元自治会専用の広場という性格から、市が土地所有者から土地を賃借し、借地料を支払うことはできませんが、課題として認識しておりますので、河川敷を多用途に利用できるよう、引き続き県と調整し検討してまいります。</p> <p>なお、グラウンド整備のための砂入れ、防球ネット及び簡易トイレ等の設備の修繕については、市で対応します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中津川橋上流部の中津川左岸河川敷については、県と協議を行うたびに、河川敷を多用途に利用するための維持管理や利用方法等について提案している状況です。今後についても、引き続き、県へ働き掛けを行ってまいります。</p>	【都市整備部】 河川ふれあい課 公園緑地課 【社会教育部】 スポーツ推進課